

J55011（高周波利用機器の雑音規格）の作成について

（電気用品安全法技術基準の解釈別表第十二への新規追加）

電気用品調査委員会

電波雑音部会

1. 改正の必要性（背景）

- (1) 高周波利用機器の技術基準として現行の電気用品安全法技術基準の解釈に規定されている J55001(H22)は、最新の該当国際規格 CISPR11 と大きく乖離している。
- (2) 本年 3 月に情報通信審議会から最新の CISPR11 第 5.1 版に対応する国内規格答申「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」が出された。

2. 主な対象機器

電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器（電磁誘導加熱式電気がまを含む）、自動販売機（電子レンジを有するもの）、高周波ウェルダ、アーク溶接機 等

3. 作成の方法

- (1) WG の設置 ⇒電波雑音部会に「J55011 作成 WG」を設置する。

WGメンバー：下記団体代表者及びその他の参加希望者

（順不同）日本電機工業会、日本自動販売機工業会、日本溶接協会
TELEC、JQA、JET

- (2) 主査（案）：JEMA 笠原氏

- (3) 作業内容

- ・別表第十二基準 J55011（案）の作成
- ・電気用品安全法技術基準における新旧対照表の作成

以上